

## 集合訴訟の諸類型の長所と課題

集合訴訟には、オプト・イン型、オプト・アウト型、二段階型などがあり、各類型を併用することも考えられる。また、オプト・イン型、オプト・アウト型、二段階型に分類される類型においても多様な制度があり得る。なお、長所・課題については、「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会」での議論や海外制度の評価、本研究会（第5回）での委員の御意見などを参考に挙げたものであるが、これらに限られる趣旨ではない。特に、網掛け部分については、課題を克服するための考え方について御意見を伺いたい。

### 1. オプト・イン型について

#### (1) 長所

権利を有する者自らがその権利を行使するという、民事訴訟の基本理念に合致し、既存法制度との整合性がとりやすいのではないかと。オプト・インがあることで、個々の消費者を特定することができるので、個々の消費者の個別の事情を考慮することが可能になり、それぞれの消費者に応じた損害額を認定することが可能なのではないかと。

個々の消費者の個別の事情を考慮することが可能なため、多様な消費者被害を制度の対象とし得るのではないかと。

個別訴訟に比して、個々の消費者の訴訟に関する負担（証拠収集の労力、弁護士費用など）の軽減が図れるのではないかと。

#### (2) 制度設計上の課題

個々の消費者が届出たことにより判決効が及ぶとすれば、その法的性質はどのようなものか。

オプト・インの時期を訴訟係属中に限ると、訴訟の帰すうがわからないので、個々の消費者がオプト・インをためらうことが多くなり、手続に積極的に関与する必要のないオプト・アウト型に比して、救済される消費者が少なくなるのではないかと。

オプト・インが必要であるので、個々の請求額が少ないほど利用さ

れにくくなるのではないか。

オプト・インを訴訟係属中に限ると、選定当事者制度や従来から用いられてきた弁護団方式による共同訴訟に比して、格別のメリットが見出しにくいのではないか。

オプト・インが広くなされるようにするには、通知・公告を工夫する必要があるのではないか。

オプト・インをしない消費者がいる場合、結果として相手方の下に利得が残存してしまう可能性も考えられるのではないか。

## 2. オプト・アウト型について

### (1) 長所

オプト・インが不要であるので、手続に積極的に関与しない多数の消費者に判決効を及ぼすことができ、個別訴訟を提起できないような場合にも、広く消費者を救済することができるのではないかと。

個々の消費者の訴訟に関する負担（弁護士費用など）の軽減が図れるのではないかと（オプト・イン型に比して多くの消費者に判決効を及ぼすことになり、より多くの消費者が判決で利益を得ることがあり得る。また、それらの消費者に訴訟に関する負担を分担させることができれば、個々の消費者の訴訟に関する負担は軽減され得るのではないかと。）

多数の消費者の損害などを請求する結果として、事実上違法収益のはく奪の機能をも有することとなり、違法行為の抑止にもつながるのではないかと。

紛争の一回的解決に資するので、相手方にとっても、社会全体にとっても、紛争解決コストの低減につながるのではないかと。

### (2) 制度設計上の課題

個々の消費者からの授権なく、何ゆえに手続追行主体が訴訟を追行することができるのかの根拠を明らかにする必要があるのではないかと。

オプト・アウトをしない限り、手続追行主体が敗訴した場合に、自らに関与していない手続によって、個々の消費者が権利を失うことになり、手続保障上問題となるのではないかと。

訴え提起の段階で、個々の消費者が特定されず、その請求額を明示する必要もないということになると、相手方の防御権を害することになるのではないかと。

ある手続追行主体との訴訟で相手方が敗訴した場合、個々の消費者との関係で、再度争うことができないという不利益は、どのように考えるべきか問題となるのではないかと（判決効は相対効であるのが原則であるので、個別訴訟において、ある消費者と争い敗訴した相手方は、別の消費者との間では同種の請求についても再度争うことは可能である。）

判決において個々の消費者を特定しなくてもよいとすると、分配手続において権利者か否かの判断を行う必要があるが、訴訟手続によ

らずに行うことが可能かどうか問題となるのではないか。

手続保障の観点から、オプト・アウト型が許容される場合の要件や手続が相当に厳格にならざるを得ず、手続を活用できる場面が相当に限定されるのではないか。

オプト・アウト型にふさわしい事案を選別するための要件（共通争点の支配性や他の手続に対する優越性など）を検討する必要があるのではないか。

判決において、対象となる消費者の総員に対して支払うべき金額の総額を定めるとした場合、個々の消費者が特定され、個々の請求額を定めることができる場合でない限り、総額を定めることはできないのではないか。

仮に、個々の請求額の積み上げによらずに、総額の支払を命じた場合には、その根拠となる請求権はどのような性格のものか、誰に付与すべきなのか検討する必要があるのではないか。

分配手続において、分配手続の主宰者が一括して支払を受け、個々の消費者に配分をするとすれば、判決において権利が確定しているにも関わらず、権利者でない手続追行主体に給付することをどのように説明するのか。

総額判決により、相手方から手続追行主体に支払がされたことで、個々の消費者が相手方に有する損害賠償請求権等の実体権は、消滅するのかなどを検討する必要があるのではないか。

個々の消費者と分配手続の主宰者とはどのような法的関係になるのか検討する必要があるのではないか。

対象となる個々の消費者が特定されていないことから、個別争点が問題とならない事案に対象事案は限られるのではないか。

訴訟追行許可の要件の審理に労力を費やし、本案の審理になかなか入ることができないという事態が生じる可能性があるのではないか。オプト・アウト型であっても、因果関係や損害賠償額などの個別争点については個別の審理が必要であり、適正・迅速な審理とはならないのではないか。

オプト・アウトの権利を保障するため、訴訟係属を通知する必要があるが、通知の費用が膨大になり得るため、現実に訴訟を起こすことが困難になるおそれがあるのではないか。

オプト・アウトをしない限り判決効が及ぶとしても、個々の消費者が現実に名乗り出ない限り、分配することはできないから、個々の請求額が少ないほど被害救済には結びつきにくくなるのではないか。

争いがある部分（因果関係・損害額等）の多い消費者と、争いがある部分の少ない消費者とが混在して審理されることにより、争いがある部分の少ない消費者にとっては、個別の訴えによるよりも救済が遅れることになるのではないか。

最終的に不適切な訴訟は却下ないし棄却されるとしても、訴訟が濫用され、事業者の活動に萎縮効果をもたらすおそれがあるのではないか。

### 3. 二段階型について

#### (1) 長所

共通争点を一段階目で審理判断することにより、個々の消費者の訴訟に関する負担を軽減することになるのではないかな。

共通争点に関する判断を先行させる方法は、現在の大型の共同訴訟の実務的な処理と親和性があるのではないかな。

個別争点については個別に判断するため、請求が特定されていないことによる防御の困難といった問題は生じなくなるのではないかな。

共通争点を含む事案であれば、広く対象とすることができ、多様な消費者被害に活用できるのではないかな。

オプト・イン型に比しても個別争点を二段階目に行うことにより、審理の迅速化につながり得るのではないかな。

共通争点をまとめて審理判断することにより、相手方にとっても、社会全体にとっても、紛争解決コストの低減につながるのではないかな。

#### (2) 制度設計上の課題

共通争点に関する判決について、判決の効力は届出をした者に有利にも不利にも及ぶとした場合、結局のところ共通争点に関する判決は、手続追行主体と相手方の間にのみ及び、その判決を消費者が届出により有利に援用していると考えられるのか、法的構成が問題になるのではないかな。

一段階目の訴訟物は、個別の権利と考えるのか、共通争点を確定する手続追行主体の固有の権利と考えるのか問題となるのではないかな。

共通争点に関する判決について、有利な場合にのみ個々の消費者に及ぶとした場合、個々の消費者との関係で、再度争うことができないという相手方の不利益はどのように考えるべきか問題となるのではないかな。

一段階目では、対象となる消費者が特定されていないことから、相手方の防御が著しく困難にならないか検討をすべきではないかな。

二段階目を個々の消費者に委ねることは、二段階目の手続が負担となって被害救済が図られにくいのではないかな。

二段階目に個々の消費者の参加を促すには、通知・公告を工夫する必要があるのではないかな。

一段階目の手続追行主体の費用を確保する方法を検討しなければ、現実に機能する制度とならないのではないかな。